

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第33号）（総合企画局情報化推進室）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部が改正され、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、番号法で定める事務と同様に、国の機関、地方公共団体相互間で特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の情報連携を行うことが規定されたことに伴い、次に掲げる事項について定めることとしました。

(1) 情報提供等記録（情報連携を行う際に記録される、情報照会者及び情報提供者の名称、提供日時、特定個人情報の項目等の記録）の定義に、独自利用事務の処理に関し記録された特定個人情報についても含めることとします。

(2) 情報提供等記録を訂正した場合の通知先に、独自利用事務の処理に関する情報照会者又は情報提供者も含めることとします。

(3) その他の規定整備を行うこととします。

2 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとしました。

(1) 上記1(1)(2)の改正 京都市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日

(2) 上記1(3)の改正 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第33号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項各号列記以外の部分」の右に「(同法第26条前段において準用する場合を含む。)」を加える。

第29条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「第23条第1項及び第2項」を「第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分(同法第26条前段において準用する場合を含む。)」に改める。

第30条第1項第2号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、京都市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例第39号)附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報管理担当)